



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 454

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1) 主な取組み	歩きたばこ・ポイ捨て禁止ステッカー購入	3,800	枚		1,172
	環境美化巡回指導業務委託	25	人		10,421
	路上禁煙地区マップの印刷	51,000	部		615
	その他 ( 路面標示、各種看板、横断幕等啓発用品の購入ほか )				11,948
(2) 事業実績	喫煙対策では、高円寺、阿佐谷、荻窪のJR3駅を重点地区として、違反行為が多く見られる早朝時間帯におけるパトロール回数を増やすなどの工夫をしながら、指導強化に努めました。また、路上禁煙地区周辺を中心に、区内全域でパトロールを充実させたことで、歩きたばこやポイ捨ての条例違反者は着実に減少しています。 クリーン大作戦は、申請方法や連絡体制等を整備した上で区民に呼びかけた結果、過去10年の中でも最も多くの方に参加いただきました(176団体:13,562名)。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	安全美化条例施行後、啓発活動・路上喫煙防止指導に努めてきた結果、歩きたばこ・吸い殻のポイ捨ては減少しましたが、いまだにルールを守らない喫煙者が見受けられるため、平成21年10月から路上禁煙地区において、条例違反者に対して2,000円の過料徴収を実施しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	路上禁煙地区での過料徴収実施や区内全域でのパトロールを強化したことで、以前に比べ歩きたばこや吸い殻が少なくなり、「安心できる・街がきれいになった」という意見がある一方、路上禁煙地区内で喫煙している者がいるのでさらに指導を強化してもらいたい、路上禁煙地区を区内全域に広げるべきという多くの意見・要望があります。 また、管理不良な空き地・空き家だけでなく、現住家屋に関する苦情も多く寄せられています。
	今後の予測	過料徴収業務を中心とした指導体制(嘱託員6名)から、業務委託による民間警備を中心とした体制に移行することで、時間帯によっては指導が手薄になり、条例違反者が増加することが懸念されます。多くの区民から指導強化が求められ、条例違反者を限りなくゼロにしていこうことが使命の中、現状の委託時間や人数など、指導体制を検証していく必要があると考えます。
評価と課題	安全美化条例施行後、路上喫煙防止指導を粘り強く行った結果、喫煙ルールの区民への周知は一定程度浸透し、違反者は減少しましたが、未だ根絶には至っておらず、区民からの苦情も少なくありません。 平成23年度は、これまでの指導実績を踏まえ、業務委託による民間会社に基づく警備体制を中心とした指導を行うとともに、過料徴収も必要に応じて実施できる体制を確保することとしています。今後とも、喫煙対策を推進していくためには、町会・自治会等、地域との協力・連携が課題となっています。	

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性 <input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善 <input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
現在の路上喫煙防止指導に加え、自主防犯組織、町会・自治会等との連携を深め、地域の力と監視機能を活かした、喫煙対策を導入していきます。 杉並喫煙ルールの周知徹底を図るため、①区民課の協力を得て、転入者に路上禁煙地区マップを配布する。②駅前の横断幕を目立つ位置に増設する。③駅前や各地域でのイベント時の啓発キャンペーンを積極的に実施する。などの地道な啓発活動を継続・実施します。		

特記事項	
------	--



# 平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 455

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		(2) 事業実績	カラスの巣の撤去作業委託 ハクビシン・タヌキ等の有害鳥獣の処分委託 スズメバチ等の駆除作業委託 カラスの死骸処理委託 その他（ 捕獲器、殺そ剤、殺虫剤等の購入、その他機器修繕 ）	38	個
			80	匹	1,198
			5	個	95
			3	回	32
			1,382		

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%未満に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 推進	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	都は平成16年度でカラスの巣の撤去事業を終了したため、現在、民有地に関しては、区が単独ですべての巣の撤去作業を担当しています。 昆虫に関しては、益虫であるハチを含めた昆虫類一般が不快害虫と見なされる傾向が強まっています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	毎年カラスの繁殖期になると苦情・相談や巣の撤去要請が数多く寄せられています。また、区でも成鳥を捕獲すべきだという意見が寄せられることがあります。 また、蜂の巣の駆除は、基本的にはスズメ蜂を除き区民自身で解決(安易に駆除できる蜂の種類)してもらふ事案ですが、核家族化に伴い高齢者世帯などを中心とした多くの区民から駆除要請の声があります。
	今後の予測	カラスの生息数は各種対策の効果でピーク時に比べ半減したとはいえ、カラスと人間の生活圏が重複している以上、抜本的な解決は困難で、今後も継続した対策が求められます。 蜂の巣の駆除依頼はここ数年間を平均すると約500件となっており、ねずみの駆除件数と共に、今後さらに高齢者世帯の増加に比例して駆除相談が増えると推測されます。
	評価と課題	カラスの巣の撤去を中心とした有害鳥獣対策及びスズメ蜂の巣の駆除については、区民の安全安心を確保する視点から、これからも即日対応を原則とします。特にカラス対策では、毎年4～6月の繁殖期を中心に防除体制を整備し、迅速に対応してまいります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	アシナガバチの巣の駆除など、個人対応が可能な案件については相談者にわかりやすく説明し、理解を求めています。 高齢者宅への案件等については、状況を的確に捉え、柔軟に対応していきます。 緊急避難的な対応が多いため、委託による場合は機動性に欠けるきらいがあり、サービスの低下を招くおそれがあります。 委託化にあたっては、経費面や迅速性を十分考慮した上で、委託業者の選定及び、連携方法等を十分に検討する必要があります。		

特記事項	
------	--